

件 名	堺市地域防災計画修正（案）について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	<p>【趣旨】 近年の災害での教訓から、本市防災体制の強化や各種事業の見直し並びに法改正や国・府の防災計画の修正を踏まえ、堺市地域防災計画の修正を行う。</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部を震源とする地震（ブロック塀の安全対策、帰宅困難者等の発生） ・平成30年7月豪雨（避難行動の課題、ため池の決壊） ・平成30年台風第21号（ライフライン事業者の被災状況及び復旧見通しの情報発信強化など） ・北海道胆振東部地震（液状化による住家被害、大規模停電の発生） ・令和元年台風第15号、台風第19号（被害状況把握や支援体制） <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の防災基本計画修正（平成30年6月、令和元年5月） ・大阪府地域防災計画修正（平成31年1月、令和元年11月予定） ・令和元年9月に修正案について防災会議幹事及び庁内各局に意見照会
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	<p>【主な修正事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の教訓を踏まえた修正（市） <ul style="list-style-type: none"> ■自助・共助の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助による防災力向上に向けた住民・事業者の責務や住民等が自らの判断で避難行動がとれるよう市が支援を行うことを明記。 ・避難勧告等について、5段階の警戒レベルを用いた記載に修正 ■大規模災害に対応するための体制を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近に伴う災害対策本部設置基準について追記 ■ライフライン事業者との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・電力会社との応急復旧時の連携強化や発災時の連絡体制等を追記 2. 大阪府地域防災計画を踏まえた修正（府） <ul style="list-style-type: none"> ■市町村支援の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・府の現地情報連絡員（リエゾン）派遣体制の整備を追記 3. 国の防災基本計画を踏まえた修正（国） <ul style="list-style-type: none"> ■「逃げ遅れゼロ」の実現（洪水リスクの開示） <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立ち退きが必要な区域を明示することを追記 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年12月17日～令和2年1月16日 パブリックコメントの実施 ○令和2年2月13日 防災会議の開催、堺市地域防災計画の策定 ○議会の議決すべき事件等に関する条例に基づく議会報告（令和2年2月議会）
効 果 の 想 定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の被害の最小化、迅速な回復 ・「自助」「共助」の推進による地域防災力の向上 ・府地域防災計画との整合・連携による関係強化
関 係 局 と の 政 策 連 携	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各局と連携し、地震、津波、風水害、事故等、あらゆる災害等にかかる予防、初動期、応急対策、復旧復興にかかる対応力の向上を図る。

修正の背景

＜前回の計画修正以降に発生した災害と課題等＞

- ▶平成30年6月 大阪北部を震源とする地震発生
 - ・ブロック塀倒壊による死者発生
 - ・帰宅困難者の大量発生
- ▶平成30年7月 西日本を中心とする豪雨被害
 - ・ため池決壊
 - ・ハザードマップの重要性の再認識
 - ・河川氾濫による多くの死者の発生
 - ・避難行動の課題顕在化（避難情報が行動に結びつかない）
- ▶平成30年9月 台風第21号襲来による風害
 - ・停電情報の把握と復旧対応の迅速化
 - ・在日、訪日外国人への災害情報提供
- ▶平成30年9月 北海道胆振東部地震の発生
 - ・土砂災害による多くの死者の発生
 - ・液状化による住家被害
 - ・大規模停電（ブラックアウト）の発生
- ▶令和元年 9月台風第15号 10月第19号襲来による被害
 - ・国・県・市町村間での被害状況把握や支援体制
 - ・広域的停電による復旧長期化

堺市地域防災計画とは

堺市地域防災計画は、市域に係る堺市及び防災関係機関が、対策を実施する総合的かつ基本的な計画 防災対策基本法の規定に基づき、国の防災基本計画や府の計画と整合性を図り作成

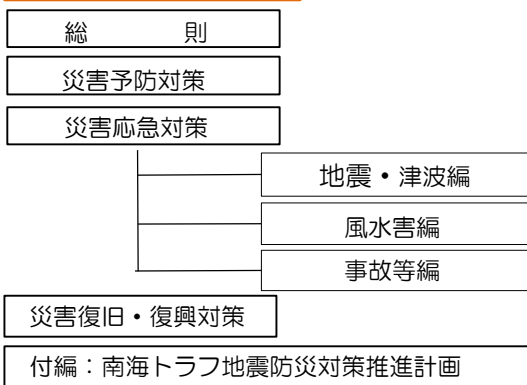
基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- 災害に強い堺市をつくる
 - (1)被害の発生を抑制する (2)被害の拡大を抑制する
 - (3)迅速に判断・行動する
- 災害から素早く立ち直る堺市をつくる
 - (4)安心・安全な避難生活を確保する
 - (5)早期の復旧・復興と生活再建を図る

構成



修正の趣旨

近年激甚化・頻発化する風水害をはじめとする自然災害での教訓から、堺市として実施した今後発生しうる災害に対応するための体制の強化や各種事業の見直し並びに法改正や国・府が行った防災計画の修正を踏まえ、本市地域防災計画の修正を行うものである。

主な修正内容

1. 災害の教訓を踏まえた修正(市)

■自助・共助の推進

- ▶自助・共助による防災力向上に向けた住民や事業者の責務を明記
- ▶住民等が自らの判断で避難行動をとれるよう、市が早期避難の重要性を周知することを明記
- ▶避難情報について、5段階の警戒レベルを用いた記載に修正◇

■大規模災害に対応するための体制の強化

- ▶台風の接近に伴う災害対策本部設置基準について追記（陸上での最大風速が秒速30mを超える台風が市域に上陸又は接近が見込まれる時）
- ▶地震風水害等の自然災害時及び事故等の配置動員基準の改定（複雑かつ長期化する大規模災害に対し、危機管理センター員の適正配置を行うことで持続的対応を可能とする警戒配備体制に改定）
- ▶「堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程」に基づき、指定避難所等対応職員制度の運用開始（地震時の確実な避難所開設、風水害時の柔軟な避難所対応を可能とするため従前の災害地区班員制度を廃止、令和元年6月から指定避難所等対応職員制度を運用開始）

■庁内横断的組織構築による課題解決策の検討

- ▶防災対策推進本部会議の下に「専門部会」を設置することを追記（風水害水防、被災者生活再建、要配慮者対策、避難所生活者環境改善各専門部会）

■ライフライン等の情報提供や事業者との連携強化

- ▶電力会社との応急復旧時の役割分担や連携強化、発災時の連絡体制等を追記
- ▶ライフライン等の被害・復旧状況等に関する情報提供の充実を追記

■多言語対応の強化(在日・訪日外国人等への対応)

- ▶避難所における多言語対応等の実施について追記※
- ▶SNS等の様々なツールを活用した情報発信について追記

■ため池施設の安全確保

- ▶府、ため池管理者等と連携し、ため池施設改修・補強を進めるとともに市はハザードマップ作成、情報伝達体制整備を進めることを追記

■土砂災害対策の更なる強化

- ▶土砂災害特別警戒区域内における住宅の移転等に対する補助制度の周知・活用促進について追記

■ブロック塀の安全対策の推進

- ▶ブロック塀等の安全対策等の促進について追記

■地区防災計画の提案

- ▶地域防災計画に地区防災計画を定める手続き等について追記

■各種ハザードマップの掲載

- ▶地震の被害想定に加え、河川氾濫や内水氾濫、土砂災害のハザードマップを掲載

◇：国の修正も反映 ※：府の修正も反映

2. 大阪府地域防災計画を踏まえた修正(府)

■市町村支援のあり方

- ▶府の現地情報連絡員（リエゾン）派遣体制の整備を追記
- ▶住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めることを追記
- ▶避難行動要支援者の支援について、ボランティア団体との連携を明記
- ▶ボランティア活動の環境整備のため、ボランティア団体・NPO等との連携を明記

■出勤及び帰宅困難者への対応

- ▶府は官民連携により企業に対し発災時間帯別の対応や施設内待機等のルール作りを働きかけることを追記
- ▶交通機関の運行情報等、市民自らが次の行動を判断できるような情報提供に取り組むことを追記
- ▶登下校時の対応を含めた校内防災体制の確立について追記

■災害モード宣言の運用

- ▶大阪府が広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけることの追記

■その他

- ▶行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化

3. 国の防災基本計画を踏まえた修正(国)

■交通規制・緊急輸送活動

- ▶重要物流道路の指定等について追記
- ▶重要物流道路等における道路啓開等の支援について追記

■「逃げ遅れゼロ」の実現(洪水リスクの開示)

- ▶ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立ち退きが必要な区域を明示することを追記
- ▶中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受け、過去の浸水実績等を把握した時はこれを公表することを追記
- ▶「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、河川管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する事を追記

4. その他修正

■気象注意報・警報の発表基準の変更

- ▶気象台が用いる基準（土壌雨量指数基準等）変更に伴いその内容を記載した。

■災害時の保健医療活動にかかる体制整備

- ▶災害時の保健医療活動にかかる体制整備（災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣）について追記

■南海トラフ地震防災対策推進計画の修正

- ▶府が修正する南海トラフ地震防災対策推進計画との整合を図るとともに、南海トラフ地震臨時情報について記載

今後の予定

11月26日（火）庁議

12月17日（火）～1月16日（木）パブリックコメントの実施

2月13日（木）堺市防災会議開催・策定

2月議会報告

■大規模災害に対応するための体制の強化

台風の接近に伴う災害対策本部設置基準について追記

1. 改定内容

＜風水害・土砂災害＞

台風の接近により府域で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合に大阪府が「災害モード宣言」を発信。本市も同等の台風接近が見込まれる場合に、災害対策本部を設置し警戒態勢をとるため、新たな基準を追加（網掛け部分）

災害対策本部	対策配備	市域に特別警報が発表されたとき	災害対策本部員 総合的 応急対策 活動に必 要な人員
		陸上での最大風速が秒速 30メートル以上の台風が市域に上陸又は最接近することが見込まれるとき	
		市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき	
		その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき	
	その他市長が必要と認めたとき		
全員配備	市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき	災害対策本部員 (職員全員)	

◆災害モード宣言とは

大阪府が住民や事業者等に「府内に広域的な大規模災害が発生」もしくは「迫っている」ことを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態から、災害時の状態への意識の切り替えを呼びかけるもの。

【発信の目安】

気象台予測で強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上見込まれる場合

2. 基準に基づく運用イメージ

状況	最接近 ※2日前	最接近 1 日前		最接近当日 ※午前 6 時	最接近 ※正午
		※午前	※18 時		
気象台	台風説明会				
大阪府			災害モード宣言 災害警戒 本部会議	→	
堺市			災害対策 本部会議 (第 1 回)	避難所開設後 → 災害対策 本部会議 (第 2 回)	

※各設定時間は、過去の台風接近の例からのイメージであり、台風の状況により異なる。